

奈良県公報

目次

ページ

○土地改良事業変更計画の適否決定	一	を有する者の総数の五十分の一の 数並びに県の議会の議員及び知事 の選挙権を有する者の総数のうち 四十万に三分の一を乗じて得た数 と四十万を超える数に六分の一を 乗じて得た数とを合算して得た数	五
○都市計画の変更に係る図書の写し の縦覧	一	○平成十六年六月二日現在における 県の議会の議員の選挙の各選挙区 における県の議会の議員の選挙権 を有する者の総数の三分の一の数	五
○道路の位置指定	一	〈取用委員会公告〉	
〈公 告〉		○裁決手続の開始	五
○大規模小売店舗の変更の届出に關 する公告	二	○右 同	六
○建設業法による建設業者の処分	二	○右 同	六
○特定調達契約に係る落札者等の公 示	二	○審理の開始	七
○右 同	三	○右 同	七
○右 同	三	〈正 誤〉	
〈公安委員会告示〉		○平成十六年三月三十一日付け奈良 県公報外第八十三号正誤表	七
○風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第二十条第四項 の規定に基づく遊技機の型式検定 の結果	三	○平成十六年五月二十一日付け奈良 県公報第千五百六十九号正誤表	七
〈選挙管理委員会告示〉			
○平成十六年六月二日現在における 県の議会の議員及び知事の選挙権	五		

告 示

奈良県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年六月三日次の表の上欄の者の申請に係る変更後の土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、同法第八条第六項の規定により、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

申請者	変更事業計画	縦覧期間及び場所
長安寺土地改良区 理事長 中西 勲夫	維持管理事業	平成十六年六月十四日から同年七月五日まで 大和郡山市役所

奈良県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和郡都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十六年六月十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年五月二十五日現在の地番による。）
桜井市大字河西一〇六番地ノ二の一部
- 二 申請者氏名 株式会社栄光ホーム 代表取締役 中原久夫
- 三 申請者住所 桜井市大字谷三七番地の一〇
- 四 道路の幅員 五・三三メートル
- 五 道路の延長 三四・九七メートル
- 六 指定年月日 平成十六年五月二十七日
- 七 指定番号 桜土第一六〇一号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年六月十一日から同年十月十二日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年六月十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン大安寺ショッピングセンター
所在地 奈良市南京終町一丁目一一三番地
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）イオン奈良南京終ショッピングセンター
（変更後）イオン大安寺ショッピングセンター
大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）イオン株式会社以外の中小小売業者（未定）
（変更後）ジャスフオート株式会社

- 三 届出年月日
平成十六年六月二日
- 四 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課
- 五 縦覧期間
平成十六年六月十一日から同年十月十二日まで
- 六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年六月十一日

奈良県知事 柿本善也

処分を した年月日	処分を受 けた者の 名称	主たる営業所 の所在地	代表者の 氏名	許可番号	処分 の内 容	処分の原 因となっ た事実
平成十六 年六月二 日	有限会社 南本建設	奈良市山陵町 一八〇	南本道雄	奈良県知事許可 (般一ニ)第 七三五五号	許可 の取 消し	破産

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年6月11日

奈良県知事 柿本善也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
税務総合システム維持管理等業務一式

<p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県総務部税務課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社 奈良支店 奈良市高天町22-2</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 41,554,800円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約による。</p> <p>7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当</p>	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年6月11日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p> <p>1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県立医科大学附属病院 定位放射線治療装置一式の購入</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県出納局総務課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年5月26日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 東洋メテック株式会社大阪支店 大阪市西区北堀江1-17-22</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 567,000,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約による。</p> <p>7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当</p> <p>8 その他 本契約は、奈良県議会の議決により成立します。</p>
<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年6月11日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p> <p>1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 法人事業税 外形標準課税制度導入に伴うシステム変更一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県総務部税務課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月19日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社 奈良支店 奈良市高天町22-2 安田生命奈良ビル</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 66,990,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約による。</p> <p>7 随意契約の理由</p>	<p>奈良県公安委員会告示第73号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請された別表に掲げる遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に</p>

公安委員会告示

関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成16年6月11日

奈良県公安委員会
委員長 永田 正利

別表

発定通知及び型式試験番号	検定番号	選抜機の種類及び選抜機の区分	型式名	検定申請者の氏名又は名称及び製造業者名	申請者の所在地
H16.5.28	400185 40018500	ばちんこ選抜機第1種特別電動選抜機型別第6条第1号イ	CRロボコップ HC	奥村遊機株式会社	奈良県生市広永町二丁目2番18号
"	400210 40021000	"	CRロボコップ FC	"	"
"	400214 40021400	"	CRロボコップ HC29	"	"
"	400239 40023900	"	CRモテコバーテイクX	"	"
"	400267 40026700	"	CRロボコップ ES	"	"
"	400215 40021500	"	CR・熱血硬派くにおくんXJ	株式会社平和	奈良県生市広永町二丁目3014番地の8
"	400217 40021700	"	CRあゝ命XJ	"	"
"	400233 40023300	"	CR・熱血硬派くにおくんYJ	"	"
"	400244 40024400	"	CRあゝ命YJ	"	"
"	400252 40025200	"	熱血硬派くにおくんY	"	"
"	400268 40026800	"	CR・祭物語XJ	"	"
"	400269 40026900	"	CRあゝ命YJ2	"	"
"	400290 40029000	"	CR・祭物語YJ	"	"
"	400251 40025100	"	CRロボバ/ST	サミー株式会社	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号
"	400285 40028500	"	CR走れコウタロ二HN	株式会社大一商会	名古屋市中村区鶴舞町一丁目22番地
"	400312 40031200	"	CR走れコウタロ二RN	"	"
"	400292 40029200	"	CR雀牌倶楽部AW	株式会社ミズホ	東京都江東区有明三丁目1番地25
"	400293 40029300	"	CRライナー大天守X	株式会社三共	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
"	400307 40030700	"	CRライナー大天守MX	"	"
"	400309 40030900	"	CRライナー大天守Xα	"	"
"	400300 40030000	"	CR水前寺清子R1	株式会社藤商事	大阪府中央区内本町一丁目1番4号
"	400315 40031500	"	CR男の花道W	株式会社高尾	名古屋市中川区太平通一丁目3番地
"	400349 40034900	"	CR男の花道YA	"	"

44038	4403800	440207	44020700	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第十八号

平成十六年六月二日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十六年六月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

五十分の一の数 二二、一八三人
 四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二五九、八五七人

奈良県選挙管理委員会告示第十九号

平成十六年六月二日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十六年六月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

生駒郡選挙区 二二、一六四人
 山辺郡選挙区 三、一二八人
 磯城郡選挙区 一三、六七二人
 宇陀郡選挙区 一二、一二四人
 高市郡選挙区 四、〇九七人

北葛城郡北部選挙区 二六、八五四人
 北葛城郡南部選挙区 九、三八〇人
 吉野郡選挙区 一六、七七五人
 添上郡 選挙区 九八、六九五八
 奈良市 選挙区 一九、五一五人
 大和高田市選挙区 二五、三七九人
 大和郡山市選挙区 一七、九五四人
 天理市選挙区 三三、一五五人
 橿原市選挙区 一六、六一八人
 桜井市選挙区 九、二四八人
 五條市選挙区 九、二四二人
 御所市選挙区 三〇、四六八人
 生駒市選挙区 一七、九一六人
 香芝市選挙区

収用委員会公告

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定しました。

平成十六年六月十一日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

- 一 起業者の名称 奈良県
- 二 事業の種類 大和都市計画画道路事業三・二・二号大和郡山川西三宅線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積

磯城郡 川西町 大字吐 田	八九六 番一	田	五〇一 ^{m²}	五五一・ 四三 ^{m²}	五五一・四三 ^{m²} のうち三一六・ 一八 ^{m²} (右のうち地役 権が存する面積 は六九・二六 ^{m²})	なし
------------------------	-----------	---	------------------------------	-------------------------------------	---	----

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
池田 豊	磯城郡川西町大字吐田九〇四番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
関西電力株式会社	大阪市北区中之島三丁目三番二二号	地役権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十六年六月四日

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定しました。

平成十六年六月十一日

- 一 起業者の名称
奈良県 奈良県収用委員会会長 池田辰夫
- 二 事業の種類

三 大和都市計画道路事業三・二・二号大和郡山川西三宅線
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の 所在	地番	地目	登記簿上 の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	使用しようとする 土地の面積
磯城郡 川西町 大字吐 田	九〇〇 番	田	一六一 ^{m²}	一七二・ 二四 ^{m²}	一七二・二四 ^{m²} のうち六二・六 五 ^{m²}	なし

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
楠田 喜義	磯城郡川西町大字吐田九二二番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十六年六月四日

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定しました。

平成十六年六月十一日

- 一 起業者の名称
奈良県 奈良県収用委員会会長 池田辰夫
- 二 事業の種類
大和都市計画道路事業三・二・二号大和郡山川西三宅線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積
磯城郡川西町大字吐田	九〇一	田	一六八㎡	一八三・九一㎡	一八三・九一㎡の全部	なし
	番一				(右のうち地役権が存する面積は七一・九六㎡)	

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
楠田 喜義	磯城郡川西町大字吐田九二二番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
関西電力株式会社	大阪市北区中之島三丁目三番二二号	地役権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十六年六月四日

奈良県起業大和都市計画道路事業三・二・二号大和郡山川西三宅線に関する取用裁決申請事件について、次のとおり審理を開始します。

平成十六年六月十一日

奈良県取用委員会会長 池田辰夫

- 一日時 平成十六年六月十八日(金) 午前十時
- 二 場所 奈良市登大路町六一二 奈良県文化会館 第三会議室
- 三 審理対象地 磯城郡川西町大字吐田八九六番一

奈良県起業大和都市計画道路事業三・二・二号大和郡山川西三宅線に関する取用裁決申請事件について、次のとおり審理を開始します。

平成十六年六月十一日

奈良県取用委員会会長 池田辰夫

- 一日時 平成十六年六月十八日(金) 午前十時
- 二 場所 奈良市登大路町六一二 奈良県文化会館 第三会議室
- 三 審理対象地 磯城郡川西町大字吐田九〇〇番及び九〇一番一

正 誤

平成十六年三月三十一日付け奈良県公報号外第八十三号正誤表

誤	正
九 上 二十四	平成 年法律第 号
	平成十六年法律第六十七号

平成十六年五月二十一日付け奈良県公報第千五百六十九号正誤表

誤 箇所

十二 下 九行目と十行目の間に次を加える。

五号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月十二日第一一

十五行目と十六行目の間に次を加える。

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市箕山町字箕山七八番地ノ一

下水道 大和郡山市箕山町字箕山七八番地ノ一の一部

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九一―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。